

2 ケアマネジメントに関する基本 方針について

ケアマネジメントに関する基本方針について

本市のケアマネジメントに関する基本方針については、下記のとおり条例で定めております。

また、本市では、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供していく仕組みに、社会参画・生きがいを加えた「宇治方式地域包括システム」の強化を進めるとともに、2040年に向けた介護サービス需要の増加や多様化も見据え、「すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいをもって、安心して暮らすことができる」地域社会と「健康長寿日本一」の実現を目指し、令和6年3月に「宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

各居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの皆様におかれましては、当該基本方針等の内容をふまえたケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

(1) 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(平成30年宇治市条例第31号)

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

※本条例の内容については、ホームページに掲載しています。

【宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)】

組織でさがす ⇒ 介護保険課 ⇒ 介護サービス事業者のみなさまへ
⇒ 居宅介護支援事業所向けの情報
⇒ 指定・変更等の届出 ⇒ 条例・条例施行規則について

(2) 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成26年宇治市条例第38号)

(基本方針)

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

※本条例の内容については、ホームページに掲載しています。

【宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)】

組織でさがす ⇒ 介護保険課 ⇒ 介護サービス事業者のみなさまへ
⇒ 地域密着型サービス・介護予防支援事業所向けの情報
⇒ 周知事項（地域密着型サービス・介護予防支援）
⇒ 「介護予防支援」の基準等に関する条例改正について

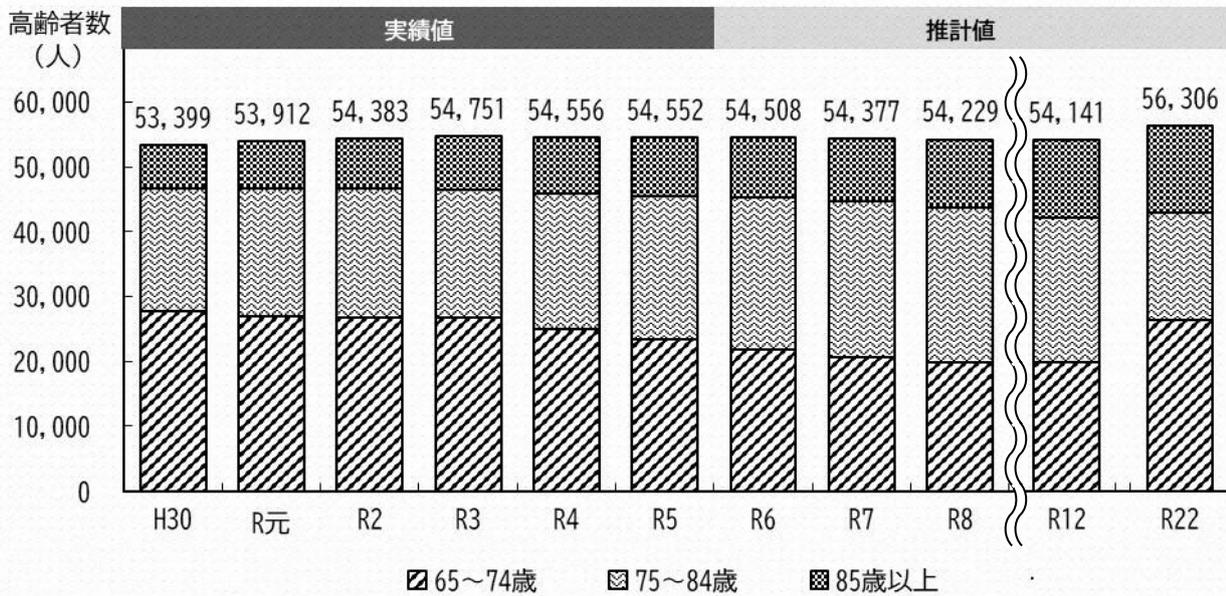
(3) 宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

※本計画の内容については、ホームページに掲載しています。

【宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)】

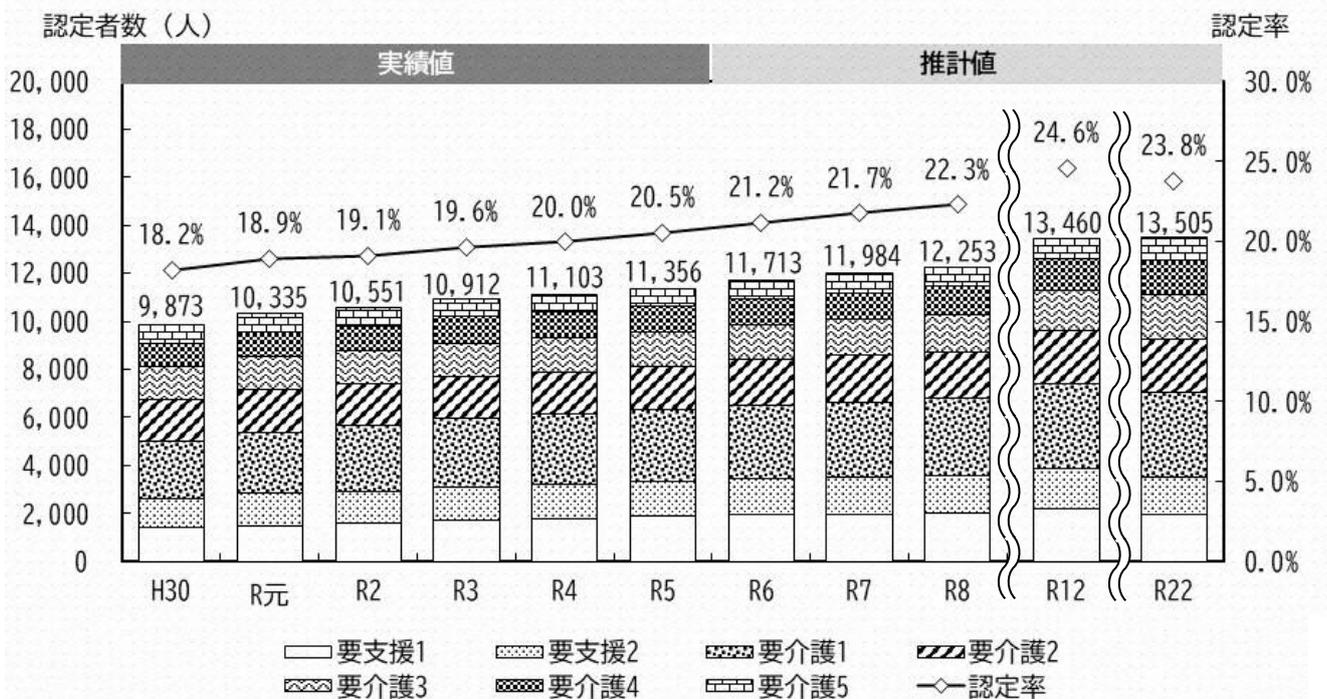
組織でさがす⇒ 介護保険課 ⇒ 介護保険事業計画関係 ⇒ 計画

(参考) 【宇治市の高齢者人口の推移】



(住民基本台帳(各年10月1日現在)、令和6年(2024年)以降は推計値【住民基本台帳を基にした推計人口】)

(参考) 【宇治市の要介護・要支援認定者数の推移】



認定者数は第2号被保険者(40~64歳)を含む人数、認定率は65歳以上の認定者数/第1号被保険者数
 認定者数は各年度9月末日、第1号被保険者数は各年度10月1日の値、令和6年(2024年)以降は推計値

(4) ケアマネジメントに関するガイドライン

本市では、ケアマネジメントに関するガイドラインとして、「ケアプラン点検支援マニュアル」(H20 厚生労働省老健局振興課) 及び令和元年度より「京都式」ケアプラン点検ガイドラインを活用しております。

このガイドラインでは、介護保険法の理念である、自立支援に資するケアマネジメントを実践していくために、ケアプラン作成からモニタリングまでの過程を具体的に整理したものです。

介護支援専門員の資質向上を目指し、定期的に自己点検することで、自分自身の課題を明らかにして知識・技術の向上につなげることを目的としています。また、他者点検としては、本市による給付適正化事業のケアプラン点検だけでなく、事業所内のケアプラン点検の指標としても使用することができ、互いにケアマネジメントの質向上に役立てることを目的としています。

○令和6年度のケアプラン点検において適切なケアマネジメントが行われていると思われた事例
骨粗しょう症を有し、複数の骨折歴を有する利用者が、胸椎圧迫骨折後に家業に復帰することを目指し、環境整備やリハビリに取り組んでいる事例

※「京都式」ケアプラン点検ガイドラインは、公益社団法人京都府介護支援専門員会が作成したものです。ホームページにリンクを掲載しています。

【宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)】

組織でさがす ⇒ 介護保険課 ⇒ 介護サービス事業者のみなさまへ ⇒ 全事業所種別共通の情報

※「ケアプラン点検支援マニュアル」(H20 厚生労働省老健局振興課) は、「介護保険最新情報 vol.38 (平成20年7月18日)」をご参照ください。